

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準(確認制度)案の概要

1 新制度における確認制度について

新制度では、市町村は、「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めたいうえで給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

			満3歳以上児		満3歳未満児
			①1号認定(保育不要)	②2号認定(保育必要)	③3号認定(保育必要)
特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○ 定員設定なしも可	○	○ 設定なしも可
		幼稚園型	○	○	
		保育所型	○	○	
		地方裁量型	○	○	
	幼稚園		○	特例給付による 利用形態あり	
保育所		特例給付による 利用形態あり	○ ②③のいずれかのみ設定可		
特定地域型保育事業	小規模保育		特例給付による 利用形態あり	特例給付による 利用形態あり	○
	家庭的保育				○
	事業所内保育				○ (従業員枠・地域枠)
	居宅訪問型保育				○

「確認」を受ける施設・事業者の要件

- ① 児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- ② 市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

※ 既存の幼稚園、保育所、認定こども園は、別段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる。（「みなし確認」）

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、各市町村が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員 ・ 施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの (例：差別的取扱の禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)
参酌すべき基準	上記以外の事項

参考：「運営基準」と「認可基準」の関係

「運営基準」は、施設や事業の「認可基準」と密接に関わる部分でもあり、「認可基準」で定める事項と「運営基準」で定める事項が重複する可能性があります。

(新制度で参考とされた介護保険制度においても、施設の「認可基準」と「指定基準」の中で重複している項目、「指定基準」にのみ定められている項目等がある。)

3 洲本市の基準案

運営基準の制定にあたっては、国が示した対応方針に準じた規定とすることを基本としています。

(1) 過料について

新制度では、公的給付制度（施設型給付・地域型給付）の創設に伴い、正当な理由なく給付にかかる調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う施設や事業者に対し、市町村が条例により過料を課すことができるとされています。(子ども・子育て支援法第87条第2項) 本市においては、現時点で過料を科すことは考えていません。

(2) 暴力団排除について

公的給付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、洲本市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める基準を定めます。

4 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）

【洲本市の基準案】

	国の示す基準	洲本市が定める基準																														
利用定員に関する基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用定員</th> <th colspan="2">年齢による定員設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特定教育保育施設</td> <td>認定こども園</td> <td>20人以上</td> <td>①② ③④</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td></td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>20人以上</td> <td>②③ ④</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定地域型保育事業</td> <td>家庭的保育</td> <td>1人以上 5人以下</td> <td>③④</td> </tr> <tr> <td>小規模保育 A・B型</td> <td>6人以上 19人以下</td> <td>③④</td> </tr> <tr> <td>小規模保育 C型</td> <td>6人以上 10人以下</td> <td>③④</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型 保育</td> <td>1人</td> <td>③④</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td></td> <td>③④</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 1号認定 (3-5歳) ② 2号認定 (3-5歳) ③ 3号認定 (0歳) ④ 3号認定 (1-2歳)</p>	利用定員		年齢による定員設定		特定教育保育施設	認定こども園	20人以上	①② ③④	幼稚園		①	保育所	20人以上	②③ ④	特定地域型保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下	③④	小規模保育 A・B型	6人以上 19人以下	③④	小規模保育 C型	6人以上 10人以下	③④	居宅訪問型 保育	1人	③④	事業所内保育		③④	従 国の示す基準どおり
利用定員		年齢による定員設定																														
特定教育保育施設	認定こども園	20人以上	①② ③④																													
	幼稚園		①																													
	保育所	20人以上	②③ ④																													
特定地域型保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下	③④																													
	小規模保育 A・B型	6人以上 19人以下	③④																													
	小規模保育 C型	6人以上 10人以下	③④																													
	居宅訪問型 保育	1人	③④																													
	事業所内保育		③④																													
運営に関する基準	<p>○内容・手続きの説明、同意</p> <p>教育・保育の提供開始に当たって、利用申込者に対し教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	従 国の示す基準どおり																														
	<p>○内容・手続きの説明方法</p> <p>事前説明については、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することを可能とする。</p>	参 国の示す基準どおり																														
	<p>○応諾義務（正当な理由のない場合提供拒否の禁止）</p> <p>支給認定保護者から利用申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ※定員を上回った場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1号認定 (教育標準時間)</td> <td>抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。</td> </tr> <tr> <td>2・3号認定 (保育認定)</td> <td>保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。</td> </tr> </tbody> </table>	1号認定 (教育標準時間)	抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。	2・3号認定 (保育認定)	保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。	従 国の示す基準どおり																										
	1号認定 (教育標準時間)	抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。																														
	2・3号認定 (保育認定)	保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。																														
	<p>○あっせん、調整及び要請に対する協力</p> <p>市町村が子ども・子育て支援法に基づいて行うあっせん等については、できる限り協力しなければならない。</p>	従 国の示す基準どおり																														
	<p>○受給資格の確認</p> <p>教育・保育の提供を求められた場合には、支給認定証（保育の必要量等）の確認を行う。</p>	参 国の示す基準どおり																														
<p>○支給認定の申請に係る援助</p> <p>支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助する。</p>	参 国の示す基準どおり																															
<p>○心身の状況等の把握</p> <p>特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。</p>	参 国の示す基準どおり																															

	国の示す基準		洲本市が定める基準
運営に関する基準	○小学校等との連携 教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努める。	参	国の示す基準どおり
	○連携施設の確保（特定地域型保育事業のみ） ①保育内容に関する支援 ②代替保育 ③卒園後の受け皿の観点から、認定こども園等の連携施設の設定を求める（事業所内保育事業で利用定員が20人以上のものについては、①②については内容は不要）。なお、居宅訪問型保育事業については、連携する障害児入所施設等を適切に確保する。	従	国の示す基準どおり
	○提供の記録 教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国の示す基準どおり
	○利用者負担額の受領 施設・事業者は支給認定保護者から法に定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。その上で、それ以外に、実費徴収等の上乗せ徴収を受けることができる（あらかじめ額や理由の明記が必要）。また、支払いを受けた場合は、領収書の交付が必要。	従	国の示す基準どおり
	○給付費等の額にかかる通知等 給付費等の支払を受けた場合には、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付額を通知しなければならない。	参	国の示す基準どおり
	○取扱方針 教育・保育の提供に当たっては、それぞれの施設の区分に応じて定められる要綱等に基づき、適切な教育・保育の提供を行わなければならない。	従	国の示す基準どおり
	○教育・保育に関する評価 提供する教育・保育の自己評価及びそれに基づく改善、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価等を受審し、結果の公表・改善を図るよう努める。	参	国の示す基準どおり
	○相談及び援助 子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、子どもまたは保護者に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参	国の示す基準どおり
	○緊急時等の対応 子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	国の示す基準どおり
	○支給認定保護者に関する市町村への通知 教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって給付を受けたときは、遅延なく市町村に通知しなければならない。	参	国の示す基準どおり
	○運営規程の策定 施設の運営について重要事項（施設の目的や運営方針等）に関する規定を定めておかななければならない。	参	国の示す基準どおり
○勤務体制の確保等 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、職員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参	国の示す基準どおり	

	国の示す基準		洲本市が定める基準
運営に関する基準	○定員の遵守 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、便宜の供与等のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国の示す基準どおり
	○掲示 施設の見やすい場所に、利用申込の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国の示す基準どおり
	○子どもの適切な処遇 ①子どもを平等に取り扱う原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止	従	国の示す基準どおり
	○秘密保持等 ①職務上知り得た秘密の保持 ②職員（退職者含）への秘密保持のための必要な措置 ③情報提供が必要な場合の保護者への事前周知、説明、同意	従	国の示す基準どおり
	○情報の提供等 ①教育・保育に関する情報提供に努める ②誇大広告等の禁止	参	国の示す基準どおり
	○利益供与の禁止 施設を紹介すること、就学前子どもを紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参	国の示す基準どおり
	○苦情処理 ①窓口の設置 ②苦情内容の記録 ③市町村が実施する事業等への協力	参	国の示す基準どおり
	○地域との連携等 施設・事業の運営に当たっては、地域との交流に努めなければならない。	参	国の示す基準どおり
	○事故発生の防止、発生時の対応 ①事故発生（再発）の防止（指針の整備、周知体制、研修の実施） ②事故発生時の速やかな対応（連絡、記録、損害賠償等）	従	国の示す基準どおり
	○会計区分 教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国の示す基準どおり
○記録の整備 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、教育・保育の提供に関する記録については、5年間保存しなければならない。	参	国の示す基準どおり	
特例給付に関する基準	○特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育の提供 施設・事業者が利用定員を超えて教育・保育を提供する場合の職員配置等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。また、定められた利用定員を超えないものとする。	従	国の示す基準どおり

	国の示す基準		洲本市が定める基準
その他	<p>○特定保育所に関する特例 特定教育・保育の質の向上を図る上で必要であると認められる対価について、受け取りの歳に市町村の同意を得ることを要件とする。なお、応諾義務・市町村が行うあっせん等の協力に関する規定については適用しない。</p> <p>市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従	国の示す基準どおり
	<p>○経過措置 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの利用定員は、6人以上15人以下とする。</p> <p>特定地域型保育事業は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	従	国の示す基準どおり